

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○社会福祉事業経営資金貸付規則を廃止する規則	（社会福祉課）	一
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（子育て支援課）	一
○宮城県中央児童館管理規則を廃止する規則	（同）	七
○母子保健法施行細則の一部を改正する規則	（同）	七
○指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則	（障害福祉課）	七
○障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則の一部を改正する規則	（同）	一四

規 則

社会福祉事業経営資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

社会福祉事業経営資金貸付規則を廃止する規則

社会福祉事業経営資金貸付規則（昭和三十八年宮城県規則第七十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

○宮城県規則第四十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中、「様式第三号の五」を、「様式第三号の十」に改め、同条第二項中、「様式第三号の六」を、「様式第三号の十一」に改め、同条を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（指定障害児通所支援事業者の指定の申請等）

第二条の四 法第二十一条の五の十五第一項若しくは法第二十四条の九第一項に規定する指定の申請又は法第二十一条の五の十六第一項若しくは法第二十四条の十第一項に規定する指定の更新の申請は、指定障害児通所支援・指定障害児入所施設指定（更新）申請書（様式第三号の五）に知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

2 法第二十一条の五の十九第一項又は法第二十四条の十三の規定による届出は、事業所の名称及び所在地並びに設置者の住所その他知事が別に定める事項の変更に係るものにあつては指定障害児通所支援・指定障害児入所施設変更届出書（様式第三号の六）によつて、事業の再開に係るものにあつては指定障害児通所支援再開届出書（様式第三号の七）によつて行うものとする。

3 法第二十一条の五の十九第二項の規定による届出は、指定障害児通所支援廃止・休止届出書（様式第三号の八）によつて行うものとする。

4 法第二十四条の十四の規定により指定の辞退をする場合は、指定障害児入所施設指定辞退届出書（様式第三号の九）を知事に届け出るものとする。

5 法第二十一条の五の二十四又は法第二十四条の十八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所番号
- 二 申請者又は設置者の名称
- 三 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- 四 前二号の事項に変更がある場合は当該変更事項
- 五 障害児通所支援又は障害児入所施設の種別
- 六 指定、事業の廃止、指定の辞退、指定の取消し又は事項の変更の年月日
- 七 その他知事が別に定める事項

6 知事は、市町村長に対し、前項各号に掲げる事項その他知事が必要と認める事項に関する情報を提供することができる。

第五条の四第一項中、「第三十四条の三第一項」を、「第三十四条の四第一項」に改め、同条第二項中

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第3号の5(第2条の4関係)

受付番号

指定障害児通所支援
指定障害児入所施設 指定(更新)申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

障害児通所支援の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
障害児入所施設

申請者(設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 県 郡・市		
	法人の種類別			法人所轄庁
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	氏名
	代表者の住所	(郵便番号) 県 郡・市		
代表者の生年月日				
指定(更新)を受けようとする事業等の種類	フリガナ			
	名称			
	施設又は事業所の所在地	(郵便番号) 県 郡・市		
	事業等の種別	指定申請する事業等の支援開始年月日	備考	
	同一施設内において行う事業等の種類	事業所番号		

(備考)

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- あてはまる表題の左側の にレ点を付け、本文の不要な表記を()で囲んでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、事業開始(予定)年月日を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、宮城県内において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第3号の6（第2条の4関係）

指定障害児通所支援
指定障害児入所施設

変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿
住 所
事 業 者（所在地）
（施設の設置者）氏 名
（名称及び代表者氏名）
印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した施設	事業所番号		変更の内容
	名 所 在 地	種 類	
変更があった事項			
1 事業所（施設）の名称			（変更前）
2 事業所（施設）の所在地（設置の場所）			
3 申請者（設置者）の名称			
4 主たる事務所の所在地			
5 代表者の氏名及び住所			
6 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限り。）			
7 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること			
8 事業所（施設）の平面図及び設備の概要			（変更後）
9 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所			
10 事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所			
11 主たる対象者			
12 運営規程			
13 障害児（入所・給付）費の請求に関する事項			
15 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容			
変更年月日	年 月 日		

- （備考）
- 1 該当項目番号に○を付してください。
 - 2 あてはまる表題の左の にシ印を付けてください。
 - 3 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 4 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第3号の7（第2条の4関係）

指定障害児通所支援再開届出書

年 月 日

宮城県知事 殿
住 所
事 業 者（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）
印

児童福祉法の規定により指定を受けた支援を再開しましたので届け出ます。

再開した事業所	事業所番号		再開した年月日
	名 所 在 地	種 類	
再開した事業所			
休止していた期間			年 月 日 ~ 年 月 日
再開した支援の種類			
再開した年月日	年 月 日		

- （備考）
- 1 支援の再開に係る届出にあつては、当該施設に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
 - 2 休止した支援を再開したときから10日以内に届け出てください。

様式第3号の8(第2条の4関係)

指定障害児通所支援廃止・休止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
事業者 名称
代表者 印

児童福祉法の規定により指定を受けた支援を受けたとおり廃止・休止しますので届け出ます。

廃止・休止する事業所	事業所番号													
	名称	(郵便番号 宮城県 郡・市)												
所在地														
廃止・休止する支援の種類														
廃止・休止する年月日	年 月 日													
廃止・休止する理由														
現にサービスを受けていた者に対する措置														
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日													

- (備考)
- 1 事業の廃止及び休止に係る届出の際には、利用者の移行先リストを添付してください。
 - 2 廃止・休止しようとする1月前までに届け出てください。

様式第3号の9(第2条の4関係)

指定障害児入所施設指定辞退届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
事業者 名称
(設置者)代表者 印

児童福祉法の規定による指定を辞退するので届け出ます。

指定を辞退する施設	事業所番号													
	名称	(郵便番号 宮城県 郡・市)												
所在地														
指定を受けた年月日	年 月 日													
指定を辞退する年月日	年 月 日													
指定を辞退する理由														
現に施設に入所している者に対する措置														

- (備考)
- 1 指定を辞退する日の3ヶ月前までに届け出てください。
 - 2 指定通知書の写しを添付してください。

様式第五号の五中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。
 様式第五号の六中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。
 様式第五号の七中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。
 様式第五号の八中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改める。
 様式第五号の九中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改める。
 様式第五号の十中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改める。
 様式第五号の十一中「第34条の14第1項」を「第34条の15第1項」に改める。
 様式第五号の十一中「第34条の14第2項」を「第34条の15第2項」に改める。
 様式第五号の十一中「第34条の14第3項」を「第34条の15第3項」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正前の児童福祉法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
 当分の間、改正後の児童福祉法施行細則の規定によるものとみなす。

宮城県中央児童館管理規則を廃止する規則をここに公布する。
 平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

宮城県中央児童館管理規則を廃止する規則

宮城県中央児童館管理規則(昭和五十三年宮城県規則第十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(平成三年宮城県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを削る。

第五条第一項中「様式第六号」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「様式第七号」を「様式第二号」に改め、同条を第二条とする。

第六条第一号中「様式第八号」を「様式第三号」に改め、同条第二号中「様式第九号」を「様式第四号」に改め、同条第三号中「様式第十号」を「様式第五号」に改め、同条を第三条とする。

第七条中「様式第十一号」を「様式第六号」に改め、同条を第四条とする。
 第八条及び第九条を削り、第十条を第五条とする。

様式第一号から様式第五号までを削る。
 様式第六号中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第七号中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第一号とする。
 様式第八号中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第九号中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。
 様式第十号中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。
 改め、同様式を様式第五号とする。

様式第十一号中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の母子保健法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
 当分の間、改正後の母子保健法施行細則の規定によるものとみなす。

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則をここに公布する。
 平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)に定めるもののほか、法第二十九条第一項

の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに法第五十一条の第十四第一項の指定一般相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」といふ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定等の申請等）

第二条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項若しくは第五十一条の十九第一項に規定する指定の申請又は法第四十一条第一項若しくは第五十一条の二十一第一項に規定する指定の更新の申請及び法第七十九条第二項の規定による届出は、様式第一号に知事が別に定める書類を添付して行うものとする。

（指定の変更の申請等）

第三条 法第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による指定の変更の申請及び法第七十九条第三項の規定による届出（法第三十七条第一項の規定による指定の申請に関する事項に係るものに限る。）は、様式第二号に知事が別に定める書類を添付して行うものとする。

（変更の届出等）

第四条 法第四十六条第一項若しくは第三項又は第五十一条の二十五第一項の規定による届出及び法第七十九条第三項の規定による届出（前条に規定するものを除く。）は、事業所の名称及び所在地並びに設置者の住所その他の知事が別に定める事項の変更に係るものにあつては様式第三号により、再開に係るものにあつては様式第四号により行うものとする。

2 法第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項及び法第七十九条第四項の規定による届出は、様式第五号により行うものとする。

（指定の辞退）

第五条 法第四十七条の規定により指定の辞退をする場合は、様式第六号を知事に届け出るものとする。

（公示）

第六条 法第五十一条又は法第五十一条の三十第一項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所番号
- 二 申請者又は設置者の名称
- 三 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- 四 第二号の事項に変更がある場合は当該変更事項
- 五 指定障害福祉サービスの種類
- 六 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

（市町村等への情報提供）

第七条 知事は、指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する情報のうち、前条に掲げる事項その他知事が必要と認める事項について、市町村、国民健康保険団体連合会その他知事が必要と認める者に提供することができる。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

受付番号

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設 指定(更新)申請書
指定一般相談支援事業者
兼 障害福祉サービス事業等開始等届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業者
併せて、障害福祉サービス事業等の 開始・変更 について、届け出ます。
の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

フリガナ
名称
主たる事務所の所在地
法人の種類
連絡先
代表者の職・氏名
代表者の住所
代表者の生年月日
事業所(施設)の所在地
同一所在地において行う事業等の種類
指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
事業所番号

(備考)

- 1 「受付番号」「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2 あてはまる表題の左側の にレ印を付け、本文の不要な表記を()で囲んでください。
3 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「公益社団法人」「公益財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
4 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
5 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて、障害福祉サービス事業を記載し、事業開始(予定)年月日を記載してください。
6 「事業所番号」欄には、宮城県内において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
7 複数の番号を有する場合は、別紙にその全てを記載してください。
申請する事業所、施設の事業等の種類に応じて付表を添付してください。

(別紙)

既に指定を受けている事業等について

法 律 の 名 称	指 定 年 月 日	指 定 事 業 所 番 号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
介護保険法		
児童福祉法		
その他		

(備考) 指定事業所番号は10桁なので、「事業所番号」欄には左詰めで記載して下さい。

様式第2号(第3条関係)

受付番号

指定障害福祉サービス事業者 指定変更申請書
指定障害者支援施設
兼 障害福祉サービス事業等変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設 の指定の変更を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
併せて、障害福祉サービス事業等の変更について、届け出ます。

事業所(施設)所在地市町村番号

申請者(設置者)	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(千 県) 郡・市			
	法人の種類別		法人所轄庁		
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		法人HP		法人E-mail	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ氏名		
	代表者の住所	(千 都道府県) 郡・市・区			
代表者生年月日					
変更しようとする事業所・施設	フリガナ				
	名称				
	事業所(施設)の所在地	(千 宮城県) 郡・市			
	指定障害福祉サービスの種類				
	指定年月日	年 月 日			
	変更年月日	年 月 日			
	変更の内容	変 更 前		変 更 後	
事業所番号					

(備考)

- 「受付番号」「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- あてはまる表題の左の にレ印を付け、本文の不要な表記を()で囲んでください。
- 「法人の種類別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「公益社団法人」「公益財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

様式第3号(第4条関係)

指定障害福祉サービス事業者 変更届出書
指定障害福祉サービス事業者等変更届出書
兼 指定相談支援事業所
兼 障害福祉サービス事業者等変更届出書

宮城県知事 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

年 月 日

次のとおり指定内容を変更しましたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。
併せて、障害福祉サービス事業等の変更について届け出ます。

指定(届出)内容を変更した事業所(施設)	事業所番号		変更の内容
	名称	所在地	
変更があった事項			
1 事業所(施設)の名称	(変更前)		(変更後)
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)			
3 申請者(設置者)の名称			
4 主たる事務所の所在地			
5 代表者の氏名及び住所			
6 定款、寄付行為又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)			
7 事業所(施設)の平面図及び設備の概要			
8 事業所(施設)の管理者の氏名又は住所			
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所			
10 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所			
11 事業所の相談支援専門員の氏名及び住所			
12 主たる対象者			
13 運営規程			
14 役員名簿			
15 介護給付費等の請求に関する事項			
16 事業所の種別(併設型・空床型・単独型の別)			
17 併設型における利用定員数又は空床型・単独型における当該施設の入所者の定員数			
18 協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約内容			
19 障害者支援施設との連携体制及び支援の体制の概要			
20 当該申請に係る事業の開始予定年月日			
21 併設する施設の概要			
22 同一敷地内にある入所施設及び病院の概要			

(備考)

- 1 該当項目番号に○を付してし印を付け、本文の不要な表記を()で囲んでください。
- 2 あてはまる表題の左のし印を付け、本文の不要な表記を()で囲んでください。
- 3 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 4 なお、届出に係る加算等のうち、介護給付費等の算定される単位数が増える場合の算定開始時期は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月からとなります。

様式第4号(第4条関係)

指定障害福祉サービス事業者 再開届出書
指定一般相談支援事業者
兼 障害福祉サービス事業者再開届出書

宮城県知事 殿

所在地
事業者 名称
(設置者) 代表者

印

年 月 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定を受けた事業を次のとおり再開しましたので届け出ます。
併せて、障害福祉サービス等の再開について届け出ます。

再開した事業所	事業所番号		再開した年月日
	名称	所在地	
休止していた期間	年 月 日 ~	年 月 日	
再開したサービスの種類			
再開した年月日			

(備考)

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。

様式第5号(第4条関係)

指定障害福祉サービス事業者 廃止・休止届出書
兼 指定一般相談支援事業者 障害福祉サービス事業等廃止等届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
事業者 名称
(設置者) 代表者 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定を受けた事業を次のとおり廃止・休止しますので届け出ます。
併せて、障害福祉サービス等の廃止・休止について届け出ます。

事業所番号	事業所番号									
	名	称								
廃止・休止する事業所	所在地		(郵便番号 宮城県 郡・市)							
廃止・休止するサービスの種類										
廃止・休止する年月日	年 月 日									
廃止・休止する理由										
現にサービスを受けていた者に対する措置										
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日									

- (備考)
- 1 事業の廃止及び休止に係る届出の際には、利用者の移行先リストを添付してください。
 - 2 あてはまる表題の左の にシ印を付け、本文の不要な表記を () で囲んでください。
 - 3 廃止・休止しようとする 1月前までに届け出てください。

様式第6号(第5条関係)

指定障害者支援施設指定辞退届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
事業者 名称
(設置者) 代表者 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定を辞退するので届け出ます。

指定を辞退する施設	事業所番号									
	名	称								
指定を受けた年月日	所在地		サービスの種類							
指定を辞退する年月日	年 月 日									
指定を辞退する理由										
現に施設に入所している者に対する措置										

- (備考)
- 1 指定を辞退する日の3ヶ月前までに届け出てください。
 - 2 指定通知書の写しを添付してください。

障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則（平成二十四年宮城県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一条中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第一号中「障害者自立支援法に基づく」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく」に、「障害者自立支援法上の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。